2027年版



東京都小・中学校
東京都障害児学校 教職員のくらしの安心

団体総合生活保険

ベスト BEST

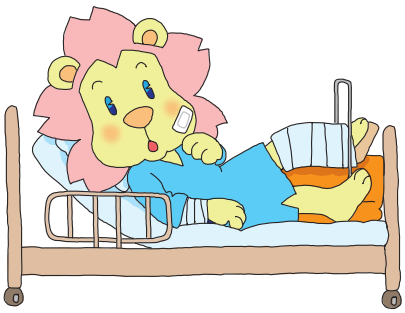
団体割引 30%

日常生活のあらゆる場面で役に立つ保険です!

ぜんぶまとめてあなたをマモル!

【基本コース】 4つの補償がセットでおトク。家族型・夫婦型・個人型が選べます。

ケガ(傷害)



熱中症による通院や入院も補償!

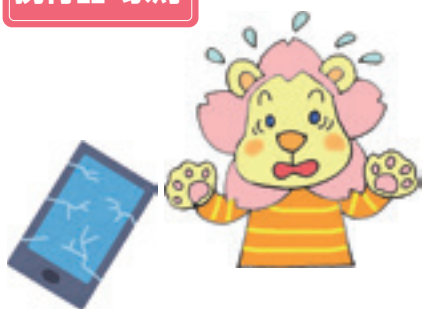
賠償責任



【オプションも好評です】

- 弁護士費用等(人格権侵害等)
- 借家人賠償責任
- ホールインワン・アルバトロス費用

携行品・家財





救援者費用等

【オプション】 組み合わせ自由な充実のオプション 単独加入もOKです!

所得の補償

がん補償 + (オプション) がん先進医療 (オプション) 抗がん剤治療

介護の補償

特別募集期間 2026年11月1日~12月25日(更新は11月25日まで)

保険期間 2027年1月1日16時~2028年1月1日16時

[引受保険会社] 東京海上日動 × 東京都教職員組合 東京都障害児学校教職員組合 × [取扱代理店] 桜保険事務所(ほんりゅう)

中途加入
毎月15日締切
翌月1日加入

基本コース 4つの補償のセットです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

基本補償 1



携行品・家財の補償

「うっかりこわした」「盗まれた」も、これで安心!

補償内容の主な特長

❶住宅内の家財や携行品に生じた偶然な事故を補償。
❷修理不能の場合、新規購入費用で補償します。
❸メガネ・携帯電話・ノートパソコンも補償の対象です。

※1事故につき3,000円の免責金額(自己負担額)があります。

●主な事故例

住宅内生活用動産



自宅でノートパソコンを落としてこわした

携行品



転んだときにメガネがこわれた



ひったくりの被害にあった
(注)置忘れや紛失に起因する場合は補償対象外です。

©東京海上日動

基本補償 2



ケガ(傷害)の補償

ケガや熱中症は仕事中でも日常生活でも。特定感染症も補償!

補償内容の主な特長

❶日常生活の偶然なケガや、熱中症を補償。
❷特定感染症や天災(地震、噴火またはこれらによる津波)によるケガ、熱中症も補償します。
(ただし、天災による特定感染症は補償対象外です。)

●主な事故例



階段から転げ落ちて、通院した



熱中症で通院した



クラブ活動指導中にケガを負って通院した

基本補償 3



賠償責任に関する補償

「ケガをさせた」「他人の物をこわした」も、これで安心!

補償内容の主な特長

❶日常生活※で法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
❷これで安心。相手の方との示談交渉をお引き受けします。(国内での事故に限ります。)

※業務中は含みません。

●主な事故例



自転車で通行人にぶつかり、ケガをさせた



愛犬が他人にかみついた



線路内に立ち入り、電車を運行不能にしてしまった



借りたカバンを盗まれた



自宅マンションの浴室より水漏れし、階下に被害を与えた

示談交渉付き

※示談交渉のご利用にあたっては、被保険者および相手の方の同意が必要となります。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※免責金額(自己負担額)はありません。

基本補償 4



救援者費用等の補償

万一の遭難にも役立ちます



補償内容の主な特長

❶国内外で捜索、救助活動を要する状態となった場合に役立ちます。
❷旅先でのおケガによる長期入院で家族がかけつける費用も補償します。
※ピッケル・アイゼン等専門用品を使用する登山等を行っている間に生じた事故によって生じた損害はお支払いの対象となりません。

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

オプションも好評です



オプション 弁護士費用等（人格権侵害等）

【ご注意】
自動車・原動機付自転車の所有・使用・管理に起因して発生した身体の障害・財物の損壊等については、乗車の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

いじめや嫌がらせ、痴漢にあわれたときや、痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。詳しくは「サービスのご案内」をご参照ください。



オプション 借家人賠償責任

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

オプション ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、所定のホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用を負担した場合に、記念品の購入費用などを50万円までお支払いします。

【ご注意】
○公式競技以外でキャディを帯同していない場合の保険金のお支払いは、同伴競技者の目撃証明に加え、同伴競技者以外の第三者の目撃証明があるときまたはビデオ映像等により客観的に達成を確認できる場合に限られます。ホールインワンまたはアルバトロスの証明として、東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。



保険金額・月額保険料（掛金）

団体割引30%

型			家族型		夫婦型		個人型	
基本補償コース			A	B	C	D	E	F
月額の保険料（掛金）			3,870円	5,220円	2,610円	3,880円	1,880円	2,650円
保険金額	携行品・家財の補償	携行品（免責金額3千円）	30万円	50万円	30万円	50万円	30万円	50万円
		住宅内生活用動産（免責金額3千円）	100万円	300万円	100万円	300万円	100万円	300万円
	賠償責任	個人賠償責任（受託品賠責を含む）	国内:無制限　国外:1億円		国内:無制限　国外:1億円		国内:無制限　国外:1億円	
	ケガ（傷害）の補償 ご本人	死亡・後遺障害	250万円	300万円	250万円	300万円	250万円	300万円
		入院保険金日額*1	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
	ケガ（傷害）の補償 配偶者	死亡・後遺障害	250万円	300万円	250万円	300万円	—	
		入院保険金日額*1	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円		
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円		
	ケガ（傷害）の補償 その他の家族	死亡・後遺障害	220万円	240万円	—		—	
		入院保険金日額*1	2,000円	2,000円				
		通院保険金日額	1,000円	1,000円				
		救援者費用等	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円

基本補償オプション 保険金額・月額保険料

オプション	月額の保険料（掛金）	保険金額
弁護士費用等（人格権侵害等）（家族型）	160円	300万円
借家人賠償責任（被保険者本人のみ補償）	200円	1,000万円
ホールインワン・アルバトロス費用（被保険者本人のみ補償）	440円	50万円

*1　手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※他の保険と「個人賠償責任」が重複している方は、補償コースよりはずすことができます。

オプション　組み合わせ自由な充実のオプション 単独加入もOKです!



単独加入もOK・手頃な保険料（掛金）で気軽にチョイス

大好評

がん補償

がんの治療に備えた充実補償。

補償内容の主な特長

被保険者本人ががんと診断確定*1されたときに、保険金(一時金100万円・200万円の2つのタイプ)をお支払いします。

❶まとまった資金の準備ができます。
❷「白血病」「上皮内新生物」も補償対象になります。
❸医師の診査は不要*2です。

診断一時金　100万円・200万円の2つのタイプ

●再発・転移しても補償対象になります。

初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約ですでに診断確定されたがんがいったん治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払い回数にかかわらずお支払いします。※

＊1　がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
＊2　加入依頼書等に健康状態を正しく告知いただく必要があります。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて一年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

メディカルアシスト
ベスト加入者へのサービス

がん専用相談窓口

がんに関するさまざまなお悩みに経験豊富な医師などがお応えします。詳しくは「サービスのご案内」をご参照ください。



※保険の対象となる方は、満5歳以上満89歳以下の方に限られます。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体特約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。

がん診断保険金額・保険料 診断一時金100万円	
被保険者本人年齢	月額保険料（例）
25～29歳	170円
30～34歳	320円
35～39歳	590円
40～44歳	820円
45～49歳	1,140円
50～54歳	1,420円
55～59歳	1,900円
60～64歳	2,940円
65～69歳	3,950円
70～74歳	5,730円
75～79歳	6,450円
80～84歳	7,850円
85～89歳	8,970円

がん診断保険金額・保険料 診断一時金200万円	
被保険者本人年齢	月額保険料（例）
25～29歳	350円
30～34歳	630円
35～39歳	1,180円
40～44歳	1,630円
45～49歳	2,280円
50～54歳	2,840円
55～59歳	3,790円
60～64歳	5,890円
65～69歳	7,890円
70～74歳	11,460円
75～79歳	12,890円
80～84歳	15,700円
85～89歳	17,940円

頼れる2つのオプションもセットでおすすめ

オプション がん先進医療特約

がん補償診断一時金とセットでご加入いただく必要があります。
単独では加入できません。

がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*を受けられた場合に、先進医療にかかわる技術料について1000万円まで保険金をお支払いします。



がん先進医療保険金額　1000万円
月額保険料
50円

＊「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。

オプション 抗がん剤治療特約

がん補償診断一時金とセットでご加入いただく必要があります。
単独では加入できません。

がんの治療のため、入院または通院により保険期間中に抗がん剤*治療を開始した場合に、保険金（月額5万円・10万円の2つのタイプ）をお支払いします。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60ヶ月とします。



※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。

抗がん剤治療保険金額・保険料	
抗がん剤治療保険金　5万円	
被保険者本人年齢	月額保険料（例）
25～29歳	90円
30～34歳	130円
35～39歳	260円
40～44歳	430円
45～49歳	610円
50～54歳	850円
55～59歳	1,180円
60～64歳	1,660円
65～69歳	2,170円
70～74歳	2,790円
75～79歳	3,140円
80～84歳	3,130円
85～89歳	2,650円

抗がん剤治療保険金額・保険料	
抗がん剤治療保険金　10万円	
被保険者本人年齢	月額保険料（例）
25～29歳	170円
30～34歳	270円
35～39歳	510円
40～44歳	850円
45～49歳	1,210円
50～54歳	1,710円
55～59歳	2,370円
60～64歳	3,330円
65～69歳	4,340円
70～74歳	5,570円
75～79歳	6,290円
80～84歳	6,260円
85～89歳	5,300円

＊診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。



単独加入もOK　所定の精神障害も対象

長期休職時などの所得の補償

（団体長期障害所得補償）

病気やケガで働けなくなったときの収入減少に備える。

補償内容の主な特長

❶病気やケガ*1で働けなくなり、その期間が免責期間*2（455日）を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間が3年に満たない場合は最長3年になります。
＊1地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガも対象です。　＊2保険金をお支払いしない期間をいいます。

❷うつなどの所定の精神疾患による休職も補償の対象となります。

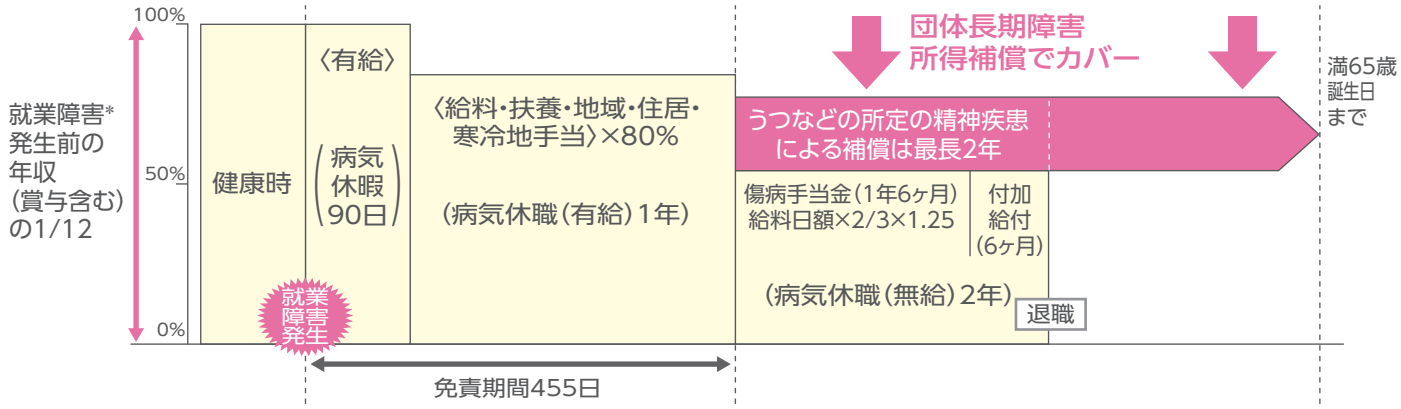
（ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。）

❸妊娠・出産・早産または流産によって生じた病気やケガにより働けなくなったときも補償の対象となります。

❹働けない状態であれば、入院に限らず通院・自宅療養中でも補償の対象となります。

❺1口あたり月額5万円最大4口まで加入できます。

〈お支払イメージ〉



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
＊就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



加入しやすくなっています。

医師の診査は不要です。加入依頼書の質問事項（健康状態告知）にお答えいただくことでご加入できます。

※告知いただく内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

団体長期障害所得補償保険料

支払基礎所得額月額	1口あたり5万円（加入限度口数4口）	
年齢*1	月額保険料	
	男性	女性
15～24歳	250円	180円
25～29歳	270円	240円
30～34歳	290円	320円
35～39歳	370円	480円
40～44歳	560円	760円
45～49歳	830円	1,110円
50～54歳	1,200円	1,480円
55～59歳	1,360円	1,470円
60～64歳	1,400円	1,310円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
※保険料は保険の対象となる方の年齢*1や性別によって異なります。

＊1　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
＊2　直前12か月における保険の対象となる方の所得*3の平均月額をいいます。
＊3　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

メンタルヘルスサポート

メンタルヘルスなどに関するご相談に電話でお応えします。詳しくは「サービスのご案内」をご参照ください。



単独加入もOK

介護の補償（介護補償）

まとまったお金で介護の初期費用に備える。

補償内容の主な特長

❶要介護状態（公的介護保険制度に基づく要介護3以上）に認定された場合に、一時金（100万円・300万円・500万円の3タイプ）をお支払いします。
（公的介護保険連動型（要介護3））
❷加入者の両親はもちろん、本人・ご家族が加入できます。
❸介護の補償のみでも、単独で加入することができます。
❹満84歳まで加入できます。

一時金は　保険金額　100万円 ・ 300万円 ・ 500万円　の3タイプ

介護アシスト　電話介護相談　インターネット介護情報サービス　各種サービス優待紹介

認知症アシスト　脳機能向上トレーニング　脳の健康度チェック　認知症介護電話相談　「認知症の人と家族の会」の紹介

※既に200万円コースでご加入の方はそのままお続けになれます。

一時金100万円タイプ保険料	
年齢	保険料月額
40～44歳	20円
45～49歳	30円
50～54歳	40円
55～59歳	60円
60～64歳	130円
65～69歳	360円
70～74歳	790円
75～79歳	1,840円
80～84歳	3,500円

一時金300万円タイプ保険料	
年齢	保険料月額
40～44歳	70円
45～49歳	90円
50～54歳	120円
55～59歳	170円
60～64歳	380円
65～69歳	1,080円
70～74歳	2,380円
75～79歳	5,510円
80～84歳	10,500円

一時金500万円タイプ保険料	
年齢	保険料月額
40～44歳	120円
45～49歳	150円
50～54歳	200円
55～59歳	290円
60～64歳	630円
65～69歳	1,790円
70～74歳	3,960円
75～79歳	9,190円
80～84歳	17,500円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。

「公的介護保険連動型」について

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考:公的介護保険制度の特徴】

特徴①:40歳以上の方のみが対象
⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②:40歳以上64歳以下の方は給付が限定的
⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、重要事項説明書等に記載の「公的介護保険制度とは」をご確認ください。
重要事項説明書等については、本パンフレットの裏表紙をご確認ください。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲

	基本補償				オプション				単独加入コース				
	携行品・家財	ケガ(傷害)	救援者費用等	個人賠償責任	個人賠償責任	弁護士費用等	借家人賠償責任	ホールインワン・アルバトロス費用	がん	がん先進医療	抗がん剤治療	所得	介護
家族型	ご家族			ご家族	ご家族		被保険者ご本人*1						
夫婦型	被保険者ご本人*1+配偶者*4												
個人型	被保険者ご本人*1												

「ご家族」とは、①被保険者ご本人*1、②配偶者、③①または②の同居のご親族*2、④①または②の別居の未婚*3のお子様をいいます。

*1　加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2　6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*3　これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4　配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります(婚約とは異なります)。
①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)を有すること。
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
同居:同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)。

【ご注意】夫婦型・家族型にご加入の方は必ずご確認ください
保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。したがって、ご家族関係や居住の状況に変更があった場合には、お支払いの対象外となることがありますので、必要に応じてご加入内容の変更等をご検討ください(例:別居のお子様がご結婚される場合・同居のお父様が高齢者施設に入居し、別居となる場合)。

※個人賠償責任(除く弁護士費用)、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

※弁護士費用等(人格権侵害等)の被保険者は以下に該当する者をいいます。
①ご本人*1②ご本人の配偶者*4③ご本人*1またはその配偶者*4の同居のご親族*2④ご本人*1またはその配偶者*4の別居の未婚*3の子

※2018年1月始期契約より医療補償の新規募集は中止しております。なお既加入者の方の被保険者(保険の対象となる方)の範囲は被保険者ご本人*1となります。

注意事項

■保険期間
2027年1月1日16時より、2028年1月1日16時まで。

■申込方法
●加入依頼書に必要事項をご記入いただき、ご返送ください。(ご更新の方で変更がない場合は自動更新となりますので返送不要です)
●「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

■募集締切日
●新規加入の方……2026年12月25日
●更新の方……2026年11月25日
●中途加入の方……毎月15日締め切り、翌月1日付加入
・現在ご加入の方につきましては、募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
・今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険商品改定のご案内」で必ずご確認ください。

■保険料(掛金)のお払込方法
○現職の教職員:給与から引去りです。
○ご退職後:預金口座からの引落しです。　毎月27日です(27日が金融機関の休業の場合、翌営業日となります)。加入月の翌々月より引落しを開始します。

■加入資格
●東京都採用の小・中学校の教職員とその退職者。
●東京都立の障害児学校の教職員とその退職者。
●被保険者ご本人*1は上記教職員、退職者とその配偶者*4、お子様、ご両親および兄弟に限ります。(*1、*4については上記をご参照ください)
●医療補償・がん補償には以下の条件があります。
○被保険者の年齢※が満5歳以上満89歳以下であること。
●介護補償には以下の条件があります。
○被保険者の年齢※が満40歳以上満84歳以下であること。
●団体長期障害所得補償は、加入資格のある教職員本人(65歳以上の退職者を除く)が加入できます。被保険者の年齢※が満15歳以上満64歳以下の方に限ります。
※団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社　担当課:公務第二部文教公務室　〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4　TEL 03-3515-4133

このパンフレットは団体総合生活保険(ベスト)の概要を記したものです。
以下の項目は桜保険事務所ホームページに掲載しておりますので必ずご確認ください。
◆重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)　◆ご加入内容確認事項(意向確認事項)
◆告知の大切さに関するご案内　◆団体総合生活保険　商品改定のご案内　◆サービスのご案内
※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a. b.のいずれかの方法によりご確認ください。
a.二次元コードから桜保険事務所ホームページ(URL:https://office-sakura.or.jp/best/)に掲載の重要事項説明書
(重要事項説明書は印刷・保管されることをお勧めいたします。)
b.重要事項説明書の冊子(ご希望の場合は、桜保険事務所(Tel.042-467-4152)までご連絡ください。)

●保険料は都教組自転車保険および都障教組自転車保険との合計ご加入数が10,000名以上の場合の団体割引30%を適用しています。また、傷害補償の部分には大口団体契約割引10%が適用されています(天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約保険料には適用されません)。
●この保険は、都教組・都障教組を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として都教組・都障教組が有します。

東京都教職員組合・都教組共済
TEL03-3234-8132　受付時間　平日11:00～17:00

東京都障害児学校教職員組合・都障教組共済
TEL03-3230-1565
〒102-0084　千代田区二番町12-1エデュカス東京4F(全国教育文化会館)

[お問い合せ先]
取扱代理店:桜保険事務所(ほんりゅう)
〒188-0011　西東京市田無町3-2-17
☎042-467-4152
FAX042-461-0366
E-mail　dengon@office-sakura.or.jp
事故受付センター(東京海上日動安心110番)
0120-720-110　受付時間:24時間365日

受付時間
月～金　9:30～17:30
土曜日　9:00～16:00
(休業日:日・祝日、12/31～1/3)

【ご加入内容をご確認ください】ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

26TX-003146　2026年10月作成